

第 70 号議案

足立区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
上記の議案を提出する。

平成 22 年 9 月 24 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約の種類)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約のうち、商慣行上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 役務の提供を受ける契約のうち、複数年にわたり経常的かつ継続的にその役務の提供を受ける必要があるもの

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

(提案理由)

長期継続契約を締結することができる契約を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。